

人工透析を受けるとき（特定疾病）

高額療養費の特例（負担軽減措置）

慢性腎不全による人工透析や血友病のように、高額で治療に要する期間が著しく長く、かつ継続して治療を行うことを必要とする病気については、国により「特定疾病」として認定され、医療機関に支払う自己負担額は1ヶ月10,000円以内になっています。

（70歳未満の標準報酬月額が53万円以上の方とその被扶養者が人工透析を受ける場合の自己負担額は、1ヶ月20,000円となります）

対象となる特定疾病（厚生労働大臣が認めた疾病）

- 1 人工透析治療を必要とする慢性腎不全
- 2 血友病
- 3 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（HIV感染者を含む）

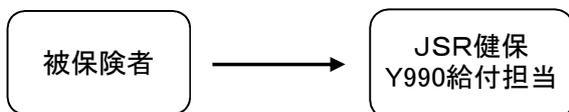
提出書類

特定疾病療養受療証交付申請書

医師の証明を受けて提出して下さい。

提出ルート

※申請前に、必ず健保組合までご連絡下さい。



受療証の交付

健保組合から「特定疾病療養受療証」を交付いたします。
認定疾病名に対する療養について、保険証と併せて医療機関の窓口へ提出すると、自己負担額が受療証に記載された限度額までとなります。

注意点

- 月末までの健保組合受付分が当月適用となりますので、特定疾病により治療を受けることになった場合は、速やかに健保組合までご連絡のうえ申請書をご提出下さい。

例) 人工透析開始 R元年8月25日
医師の証明日 R元年8月25日
健保受付日 R元年9月10日 ⇒ 適用 R元年9月1日から